

北本市立学校における働き方改革基本方針

令和2年7月22日～令和4年3月31日

令和2年7月

北本市教育委員会

目 次

- 1 これまでの経緯と趣旨

- 2 北本市立学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方
 - (1) 目的
 - (2) 現状
 - (3) 課題
 - (4) 目標
 - (5) 目標達成に向けた四つの視点
 - (6) フォローアップ
 - (7) 今後の進め方

- 3 小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）
 - (1) 教職員の健康を意識した働き方の推進
 - (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
 - (3) 教職員の負担軽減のための条件整備
 - (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

1 これまでの経緯と趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けるとともに、新学習指導要領実施に伴う新たな教育課程への対応も求められる中、更なる時間の確保が必要となっています。

このような中、教員が健康を害すればその家族や子供たちへの影響は計り知れません。

そこで、平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。また、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を示しました。埼玉県においても、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」が公表され、その方向性が示されるとともに、市町村教育委員会による計画的な取組を推進していくことが求められています。

さらに、令和2年2月には、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という。）が告示されました。これは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年12月11日公布）により、「ガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされ、市町村教育委員会が所管する学校の教育職員の「在校等時間」の上限等に関する方針を規則等において定め、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講じるよう求められています。

北本市教育委員会といたしましては、国のガイドライン、県の「学校における働き方改革基本方針」に基づき、「北本市立学校における働き方改革基本方針」（以下、「北本市基本方針」という。）を策定することで、働き方改革を推進し、教職員の多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の維持向上を図ることとしました。

2 北本市立学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

「北本市基本方針」の策定にあたって、教職員・学校・教育委員会が働き方改革の必要性を共有しながら北本市の学校教育の目指す「心豊かな 誇り高き 北本っ子」の育成を目指します。

教職員一人一人が働き方改革の必要性を理解し、自らの働き方について考え、実践していきます。



教職員

心豊かな
誇り高き
北本っ子



校長のマネジメントのもとに、教職員の意識啓発を図り、働きやすい職場環境づくりに組織として取り組みます。

学校

働き方改革が迅速かつ着実に実行できるよう、学校と連携してよりよい環境整備に取り組めます。

教育委員会

(1) 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

(2) 現状

・市在校時間集計（平成31年4月から令和2年2月まで）より

在校時間 ①勤務時間を除いた1か月の在校時間の平均

[小学校] 45時間57分 [中学校] 58時間14分

②勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合

[小学校] 54.2% [中学校] 69.7%

③勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合

[小学校] 2.4% [中学校] 18.3%

(3) 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

(4) 目標

在校等時間の超過勤務※の上限について、①月45時間以内 ②年360時間以内を原則とする。 ※「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とする。

子どもに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度とする。

(5) 目標達成に向けた四つの視点

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

(6) フォローアップ

- ICカードを利用した客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- 校務支援システムの活用推進による教職員の負担軽減のための条件整備
- 学校での取組例の紹介や情報交換

(7) 今後の進め方

市教育委員会や北本市立学校においては、この「北本市基本方針」に基づき、県と協力して「学校における働き方改革」を推進していきます。

3 目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）

（１）教職員の健康を意識した働き方の推進

- ・ I Cカードによる客観的な方法による在校時間の把握及び集計に努めます。
- ・ 教職員が休暇を取得しやすい状況を生み出すため、教職員に対する休暇制度の啓発を行うとともに、長期休業中等に学校閉庁日を設けて、休暇を取得しやすい環境を整備します。また、休暇制度等について取得手続の簡略化を検討します。
- ・ 週休日の確保や振替等が適切に行われるよう、各学校へ確実に周知します。

（２）教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

- ・ 校長会議等において、資料の削減、研修等を同一日の同一会場にまとめることにより、会議等の効率化及び出張回数の削減を進め出席者の負担軽減を図ります。
- ・ 学校への調査の縮減を更に進めます。
- ・ 調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減を行います。
- ・ 部活動については、生徒や教職員、保護者等の負担や教育的意義等を考慮して、大会・コンクール等の参加を精査します。

（３）教職員の負担軽減のための条件整備

- ・ 児童生徒や保護者の多様な悩みに対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援室講師の配置と運用の工夫に努めます。
- ・ スクール・サポート・スタッフの配置と運用の工夫に努めます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒への支援や学校図書館教育の充実のために、支援員の配置など必要な予算の確保に努めます。
- ・ 成績処理や指導要録等の事務処理に係り、「校務支援システム」の活用研修会やカスタマイズ等を行い、教職員の負担軽減を図ります。

（４）保護者や地域の理解と連携の促進

- ・ 「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、コミュニティ・スクールの推進を図ります。
- ・ 教職員の健康増進と休暇取得増進を図るため、「学校閉庁日」の設定を継続するとともに、期間の拡大等について検討します。また、保護者や地域への緊急連絡先の周知など、緊急対応に支障がないように配慮します。
- ・ 保護者に対し、教職員の勤務時間及び学校が電話対応できる時間帯への理解を得られるよう働き掛けます。また、自動音声案内システム対応電話の導入について検討します。
- ・ 生徒及び教職員の心身のバランスを図るため、生徒及び保護者に「北本市の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の「学校の部活動に係る活動方針」について、丁寧に説明を行うよう働き掛けます。

